令和5年11月15日 (理事·評議員合同会議決定)

決議

# 目 次

こども・子育て施策の充実強化に関する決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
デジタル社会の推進と新たな地方創生の実現に関する決議・・・・	3
国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議・・・・・・	6
都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議・・・・こ	10
東日本大震災からの復興及び 福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議・・・・・・・	13
参議院議員選挙制度改革に関する決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

# こども・子育て施策の充実強化に関する決議

少子化の加速は、地域の経済活動や社会保障機能の維持に支障をきたすなど、 子育て世代に関わらず、全ての国民に影響を及ぼす喫緊の課題となっている。

国においては、本年6月「こども未来戦略方針」を閣議決定し、今後3年間で取組む具体的政策について加速化プランとして示され、各種施策については現在、法制化に向けた準備や制度設計等の具体化について検討が進められているところである。

加速化プランには都市自治体に関わる施策が多く盛り込まれており、それぞれの自治体が計画的に取り組めるよう、制度やそれを担う人材、財源を充実するなど、実効性のある展開ができるような仕組みとする必要がある。

ついては、国は、加速化プランの実現に向け、子育て世代の将来不安を払拭 し、どの地域でも安心してこどもを産み育てることのできる社会が構築される よう、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

- 1.「こども未来戦略方針」の加速化プランには、都市自治体を通じて実施される施策も多く、その具体化に当たっては、実施主体となる自治体の実情を十分に踏まえたうえで検討を進めること。
- 2. こども・子育て政策の強化に必要な財源は、こども・子育ての基本となる べき施策に地域間格差が生じないよう、国の責任において、地方財源も含め て確実に確保すること。

また、こども・子育て政策の強化には、地域の実情に応じてこれまで進められてきた自治体独自の取組と協調して実施していくことが効果的であり、現場の自治体が計画的にサービス等を提供できるよう安定的な地方財源を確保すること。

3.「こども未来戦略方針」に示された児童手当の拡充の実施に当たっては、現場が混乱することなく円滑な給付が可能となるよう、都市自治体の準備に必要な情報やスケジュールを早期に示すとともに、システム改修費、事務費等に対する財政措置を含め必要な支援を行うこと。

- 4. 保育士の職員配置基準の見直しやこども誰でも通園制度(仮称)の検討に当たっては、都市自治体によって保育士の人材確保の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、それぞれの自治体が円滑に実施できるような制度にすること。
- 5. 保育所等における障害児等特別な配慮を要するこどもに対する十分な支援 体制を確保するため、安定的に専門人材を確保することや施設の整備等に係 る補助事業を拡充すること。

また、経済的に困難なこどもや家族に対して総合的な対策を実施していく ため、財政措置はじめ必要な支援を推進すること。

6. こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止については、国民健康保険における他の制度等に支障を生じさせることなく、早期に実施すること。

また、我が国の将来を担うこどもたちが必要な医療サービスを公平に受けられるよう、国として、こども医療費助成に関する全国一律の保障制度を創設すること。

以上決議する。

令和5年11月15日

# デジタル社会の推進と新たな地方創生の実現に関する決議

我が国は、急激な人口減少・少子高齢化に伴う公共サービス等に関する課題の発生や、デジタル技術の進展、テレワークや副業・兼業の普及など新たな時代環境に直面している。

また、新型コロナウイルス感染症により、国民生活や経済活動に甚大な影響がみられ、東京一極集中のリスクの重大さが再認識され、コロナ禍を契機に地方への人の流れに今までにない大きな変化が見られたものの、感染の収束とともに、再び、東京一極集中の動きが顕在化しているところである。

このような中、国においては、地方におけるデジタル実装を加速化して「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げ、施策を実行している。

同構想も推進力として、今こそ、東京一極集中を是正し、分散型国土の具現化を図る大胆な政策を打ち出すとともに、これまで積み上げてきた地方創生の取組についても一層強力に推進することが必要である。

また、国においては、利用者起点で我が国の行財政のあり方を見直し、デジタル技術を活用して公共サービス等の維持・強化と地域活性化を図る「デジタル行財政改革」が始動したところであり、この機に「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を推進していくことも重要である。

## (新たな地方創生の実現)

それぞれの地域がその活力を十分発揮し、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一丸となって取り組むことができるよう、国においては、我が国のグランドデザインと今後の地方創生の取組の方向性を明確に示すこと。

また、新たな地方創生を実現するため、政府関係機関や企業の地方移転のより一層の推進、地域における創業の促進、生産拠点の積極的な地方分散化、地方拠点強化税制の延長・拡充、地方移住の推進、地方における所得向上など、地方への人や仕事の流れを作り出す施策を強力に推進すること。

#### (デジタル社会の推進)

デジタルトランスフォーメーションの推進は、人口減少が進む地方における 様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域における自由 な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を継続するとともに、優良 事例の横展開などにより効率的かつ効果的な推進を図ること。

あわせて、5G・光ファイバ等のデジタルインフラの速やかな全国展開やマイナンバー制度の信頼性確保とともに、マイナンバーカードの利便性向上と民間を含めた利活用シーンの拡大など、デジタル社会の実現に不可欠な基盤の整備を引き続き推進すること。

また、地方公共団体情報システムの標準化に当たっては、相当数の都市自治体において、移行経費総額がデジタル基盤改革支援補助金の上限額を大幅に超過することが見込まれていることから、上限額の見直しを行い、全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。さらに、ガバメントクラウド利用料についても、関係者との協議による適切な料金設定や為替リスクへの対応を行うことなどにより、現行の運用コストよりも負担増とならないようにすること。

加えて、移行スケジュールについても、都市自治体ごとの進捗状況を踏まえ、 適切な移行期限を設定するなど、柔軟に対応すること。

地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、人材還流促進など当面のデジタル人材確保策を実施するとともに、今後のデジタル社会を見据えて、地方においても、デジタル人材の育成・確保に資する教育の充実と産業の育成について積極的な取組を行うこと。また、都市自治体におけるデジタル人材の育成・確保についても、一般職と専門職双方において、具体的な取組がより一層進むよう、更なる支援措置を講じること。

#### (デジタル田園都市国家構想の推進と地方創生の実現に向けた財源の充実)

デジタル田園都市国家構想の推進に当たっては、デジタルの力を活用しつつ、 都市自治体が従来からの地方創生の取組も自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を継続・拡充するなど十分な地方財源 を確保すること。

デジタル田園都市国家構想交付金については、これまでの地方創生の取組を 一層深化・加速化できるよう、その確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域が デジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要 な経費を適切に計上すること。

#### (GIGAスクール構想の推進)

国策として推進するGIGAスクール構想の1人1台端末については、先行して整備を進めてきた都市自治体において、近々更新時期が本格化するため、児童生徒分と予備機も含め、地域格差が生じることなく、今後も計画的に整備が行えるよう、国の責任において、引き続き、国費による恒久的な財政支援を講じること。

また、さらにICTの利活用を日常化させ、誰一人取り残されない教育や情報活用能力の育成を推進していくため、GIGAスクール運営支援センターや通信ネットワークの整備などに係る経費についても、継続して財政措置を講じること。

## (地域公共交通の再構築)

地域公共交通は、地域住民の日常生活を支える移動手段として、また、都市から地方への人の流れを創る社会基盤として、地方創生を推進するうえで重要な役割を担っていることから、その維持・確保及び利便増進等やネットワークの再構築に向けた取組に対し、積極的な支援策を講じること。

特に、ローカル鉄道の再構築は、経済性に偏った議論がなされないよう、地域公共交通としての利便性・持続可能性の確保を基本として、ローカル鉄道に対する地域の声を十分に反映し、国が主体的に関与・調整すること。

あわせて、沿線自治体や交通事業者等が推進する鉄道の利用促進に係る取組などを積極的に支援すること。

また、自然災害による被災路線の早期復旧と代替交通の確保を図るとともに、 鉄道事業者において被災を契機に直ちに存廃の議論に結び付けることがないよ う、国として対応を図ること。

以上決議する。

令和5年11月15日

全 国 市 長 会

# 国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。近年においても、前線や台風による風水害が頻発しており、本年も梅雨前線による大雨など、大規模な災害の発生により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

現在、被災した自治体においては災害復旧・復興に向けた取組を進めているほか、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加が懸念されている。また、本年も5月5日に能登半島を震源とする地震等が発生したが、今後も、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模災害の発生も危惧されている。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、取組の更なる加速化・深化を図るとしている。さらに、令和5年6月には、国土強靱化基本法が改正され、国土強靱化実施中期計画の策定が法定化されたところである。

また、インフラの維持管理を適切に行うことにより、防災効果を高めることができるが、都市自治体の財源は限られており、必要となる点検や維持修繕、 更新の実施に支障が生じていることから、老朽化対策も推進する必要がある。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

#### 1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

(1)近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、改正国土強靱化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後も中長期的見通しのもと、国土強靱化の取組が着実に推進できるよう、引き続き対策を講じること。

(2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的 に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保す るなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保す ること。

また、緊急防災・減災事業債については、引き続き防災・減災対策を充 実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措 置の拡充を図ること。

(3) 災害時においても物資等を運搬できるよう、高速道路のミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化、暫定2車線区間の4車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を実現すること。

## 2. 生活・経済を支え、安全・安心を確保するためのインフラの機能確保について

橋梁、トンネル、河川施設、上下水道、公園、港湾施設等の構造物のうち、 早急に措置を講ずべき施設については、短期集中的な対策及び安全性の確保 に必要な予算を確保すること。

また、インフラの予防保全への本格転換を促進するため、点検、維持管理・更新を持続的に実施できるよう、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

さらに、再度災害の防止と施設機能の強化のため、災害時の改良復旧事業の更なる推進を図ること。

## 3. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 津波対策等として、防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
- (3) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を 図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、 実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

## 4. 台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

(1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に 基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に 実施できるよう十分な予算を確保すること。 また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

- (2)近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。
- (3) 土砂・豪雨災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備を推進する とともに、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強 化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を 活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、 大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。
- (4) 大規模な災害によるブラックアウト(大規模停電)を回避するため、非常用電源の整備に係る支援や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。
- (5) 大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る 財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保 されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

#### 5. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 災害対策基本法に定める避難指示等について、住民が一層適切な避難行動をとれるよう都市自治体の取組を支援すること。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定にあたっては、平時から地域や福祉と連携し、実効性のある計画が策定できるよう、引き続き、積極的に支援すること。
- (2) 災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な 情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る 行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。
- (3) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、 国は、TEC-FORCE等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、 平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努 めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材 等を確保するなど、令和6年度以降も災害対応のための組織体制の充実及 び機能の強化を図ること。

## 6. 被災地支援の充実強化について

- (1)被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。
- (2)被災者生活再建支援制度について、被災地の実情にかんがみ、上限額や 適用範囲の拡大等、総合的な制度の更なる見直しを図ること。
- (3) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度において、水害による応急修理の 審査事務の簡素化や制度の対象範囲について、現場の実態に即した見直し を図ること。

# 7. 避難所施設の防災機能強化対策について

災害発生時に避難所となる体育館等について、空調設置など防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

令和5年11月15日

# 都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、 緩やかに回復しているものの、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しする リスクとなっており、今後の地方財政を取り巻く環境は厳しいものになること も想定される。

もとより、今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への 取組をはじめ、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、福祉・医療・教 育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命 化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従 来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する 一途にある。

このような状況の下、今後の感染症対策を講じつつ、コロナ禍からの地域経済の回復を確実なものとするとともに、現下の原油価格・物価高騰等に対応するためには、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供する必要があり、都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

加えて、都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、権限移譲や 義務付け・枠付けの見直し等、地方の発意を活かした地方分権改革を着実に推 進していく必要がある。

国においては、以下のとおり、都市自治体が果たしている役割とその現場の 実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化及び地方分権改革の推進を図るよう 強く求める。

# (地方一般財源総額の確保)

長引いたコロナ禍や現下の原油価格・物価高騰等に伴い、住民生活や経済活動への甚大な影響が継続し、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き、不透明な状況となっていることから、こども・子育て政策の強化をはじめ社会保障関係経費、地方公務員の給与改定に係る経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

#### (原油価格・物価高騰対策等に係る地方財源の確保)

コロナ禍で疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の原油価格・物価 高騰等に対応するため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サ ービスを実施できるよう、今後の経済状況等を踏まえつつ、重点支援地方交付 金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。

# (地方交付税の算定の充実)

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に 反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

# (固定資産税の確保)

固定資産税(土地、家屋及び償却資産)は、市町村が提供する行政サービス と資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続 きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行う べきではない。

令和6年度評価替えに当たっては、土地の負担調整措置について、近年の地 価の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整 の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。

なお、令和5年度税制改正において創設された生産性の向上や賃上げに取り 組む中小企業の償却資産についての特例措置については、2年間の期限の到来 をもって確実に終了すること。

#### (軽自動車税等の確保)

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、CASE(コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化)に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

## (ゴルフ場利用税の現行制度の堅持)

ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

#### (地方分権改革の推進)

我々都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定 的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性 が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を 総合的に図るとともに、地方分権改革を推進すること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して 住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、「従うべき基準」を含め た義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。

あわせて、都市自治体の計画策定等について、策定を義務付けず、「努力義務」や「できる規定」としていても財政支援等の要件としているなど、都市自治体としては計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、令和5年3月に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、地方の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

国においては、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進すること。

# (国庫補助金等の補助単価等の適正化)

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金等の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等については現下の資材価格の高騰等の実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。

以上決議する。

令和5年11月15日

全 国 市 長 会

# 東日本大震災からの復興及び 福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議

東日本大震災から 12 年が経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

令和7年度までの「第2期復興・創生期間」において、被災自治体が地域の 実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要であり、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

さらに、令和5年8月22日開催の「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議/ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」において、ALPS処理水の海洋放出開始が決定されたことを受け、同年8月24日に東京電力が放出を開始した。これ以降、原産地が日本である水産物等について、一部の国・地域が輸入規制を強化したことにより、水産物等の取引停止や取引価格の下落など、水産業などにおいて深刻な影響が生じている。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

# 1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1)避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が 生じないよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

(3) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するための支援 策を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。

## 2. 復興のための道路網の整備促進について

医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。

## 3. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど 原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費 負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

- (2) 第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく復興を進めることができるよう、十分な体制、柔軟な制度とともに、復興特別所得税など安定的な財源を確保すること。
- (3)除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良など必要な道路・交通対策を実施すること。
- (4)「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」の 指定解除後に新たに発生した事案等に対し、国の責任において迅速かつ確 実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。
- (5) 仮置場の原状回復等に必要な予算を確保するとともに、農地への原状回復については、農地の機能回復が十分に図られない場合や従前と比較して 農作物等の減収等が生じた場合における補完費用や損失に対し、財政措置 を講じること。
- (6)福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、事業者に任せる ことなく国が前面に立ち、確実に完遂すること。

また、ALPS処理水の処分に当たっては、厳格なモニタリングを行うことやALPS処理水の安全性、その処分の必要性等について国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信を実施するなど、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を国の責任で確実に実行すること。あわせて、水産業をはじめとした関係各産業に対する風評被害の早期払拭について、国が責任を持って対策を講じるとともに、水産事業者等が安定的に事業を継続できるよう、迅速かつ強

力に支援すること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を 国の責任で引き続き検討するとともに、放射性物質の測定にかかる費用については、令和6年度以降も国の予算措置を継続すること。

また、処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。

- (7) ALPS処理水の海洋放出開始以降に輸入規制を強化した国・地域に対し、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を強く要求するとともに、国は新たな輸出先の開拓に向け積極的に取り組むこと。
- (8) ALPS処理水の海洋放出に伴う損害について、水産物、水産加工品等の輸出取引の停止、国内市場における取引価格の下落等による被害状況を即時に調査し、賠償が迅速かつ確実になされるよう東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応すること。

また、都市自治体が実施する新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても賠償の対象とすること。

原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

(9) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等 については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に 賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、国内外を問わず出荷制限 や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を 確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

さらに、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補(集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて)」に明記されていない損害への対応を含め、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

(10) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康 の確保、特にこども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応につ いて人的及び財政支援を講じること。

- (11) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。
- (12) 避難指示区域等における国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の被保険者等の一部負担金及び保険料(税)等の免除措置に係る財政支援の見直しに伴う、当該被保険者への周知及び納税・納付や滞納整理に係る財政措置を講じること。
- (13) 避難者の早期帰還を促進するため、不足する福祉・介護及び保育・子育 て分野の人材確保に向けた財政措置など必要な支援策を講じること。
- (14) ALPS処理水の処分に関して多大な影響を受ける水産業等における各種PR事業に対する財政支援について、支援対象を拡大するとともに、事前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

# 4. 原子力災害からの復興・再生について

- (1)被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に係る財政措置の拡充等を図ること。
- (2)「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に向けた安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフトー体となった観光施策を推進すること。
- (4)福島新エネ社会構想の実現に向けて、洋上風力発電をはじめとする再生 可能エネルギーの導入拡大や水素の活用等に係る総合的かつ積極的な支援 を行うこと。なお、太陽光発電等の発電設備の導入や管理について、実態 を踏まえた対策を講じること。
  - また、福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想の更なる推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に実施すること。
- (5) 福島国際研究教育機構 (F-REI) について、早期に福島県内の高等 教育機関を含めた産学官との緊密な連携体制を構築し、定期的な情報共有 や意見交換の機会を設けるとともに、安定的な運営ができるよう国が責任 を持って予算を確保すること。
- (6) 原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県が連携して対策を強化すること。

(7) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入 学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度 からより実践的な取組が行われるよう努めること。

## 5. 原子力安全・防災対策の充実について

福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、透明性向上に取り組むとともに、適格性について、継続的かつ厳格に評価、指導すること。

以上決議する。

令和5年11月15日

# 参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位 として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和4年7月に行われた合区による3度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の4県で、徳島県が前回に続き全国最低の投票率45.72%を記録し、鳥取県は過去最低の投票率を更新する結果になるなど、合区の導入は、新たな不均衡として投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、前回より比例代表選挙に特定枠制度が導入されているが、これは合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度とは言えない。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

地域の多様な意見が国政に反映されるよう、抜本的な対応により合区を確実 に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な 選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和5年11月15日